

## 委託業務仕様書

### 1 目的

この仕様書は、平成30年度双葉地区教育構想国際人育成プラン「スポーツ交流事業」業務（以下、本事業）の交通・宿泊等旅行計画の立案・運営業務に関する基本的な事柄を定め、この業務の円滑な実施を図ることを目的とする。

### 2 本事業の概要

ふたば未来学園においては「自立」「協働」「創造」を校訓として掲げ、サッカーの競技力のみならず困難な社会課題に挑戦し、新たな社会を創造できる人材の育成を目指して教育活動を展開している。本校のサッカーチームは、開校4年目で走り出したばかりのチームだが、自立した選手の育成を目指しており、海外の一線のクラブでのトレーニングを身体で吸収し、競技力の向上につなげると共に、海外での経験をチームに持ち帰り、チーム全体のレベルアップにつなげていく。

#### （1）研修概要

- ① 派遣先 ドイツ
- ② 派遣期間 平成31年2月16日（土）～2月25日（月） 10日間
- ③ 派遣人数 4名 教員1名（男1名）、生徒3名（男3名）
- ④ 日程 別紙「研修行程」のとおり

#### （2）研修内容

- ① サッカー技術の向上と現地交流を図る為のサッカーアカデミー又は同世代強豪クラブチームでのトレーニングへの参加（6日間程度）
  - （A）訪問先であるF.C. HERTHA 03 BERLIN-ZEHLENDORF (U17)でのトレーニング
  - （B）フィジカルトレーニング
- ② 各種研修
  - ・世界のトップレベルのスポーツ環境・トレーニング環境の視察の機会の確保
  - （C）トップレベルチーム訪問・ゲーム観戦・ヒアリング（ブンデスリーガ）
  - （D）生涯スポーツ施設やスポーツビジネス展開の核となる施設の視察・ヒアリング
  - ・世界で戦う日本人の方からの学習の機会の確保
  - （E）日本人選手インタビュー
  - （F）サッカー海外動向有識者インタビュー
  - ・オフザピッチでの、文化や歴史に関する研修の機会の確保
  - （G）ドイツの歴史や文化に関する研修

### 3 委託内容

- （1）委託者であるふたば未来学園高校（以下「高校」という）と十分に連絡を取り、上記本事業の概要に基づく派遣場所への渡航、国内移動、現地移動、宿泊に必要な手配を行うこと。
- （2）業務の実施に当たっては、行程において適切な指示を行い、業務全体が円滑に実施されるように十分留意すること。
- （3）メディカル面のトラブルも含めた旅行中の事故防止及び不測の事態における対処に対応可能な体制を用意し、最善の努力を講じること。
- （4）上記研修内容のうち（A）（B）については、訪問先であるF.C. HERTHA 03 BERLIN-ZEHLENDORFに依頼済みであるが、以下の通り必要な手配を行うこと。
  - （A）サッカー技術の向上と現地交流を図るため、チームでのトレーニング機会を6日間程度確保する。
  - （B）フィジカルトレーニングを行う環境を3日間程度確保する。

(5) 上記研修内容のうち (C) ~ (G) については、以下の通り必要な手配を行うこと。手配に際しては下記 (9) により手配する現地サポーターと十分に連絡を取り、協議しながら進めること。

(C) ブンデスリーガのトップレベルチームを訪問し、育成面も含めてのチーム強化の考え方や、スポーツを通して地域社会にどう貢献しているのかをヒアリングする機会を設けるとともに、トップチームのゲームを観戦する。

(D) 地域社会に根付いたスポーツ施設を視察し、スポーツを通して地域社会にどう貢献しているのかをヒアリングする機会を設ける。

(E) 世界で戦う日本人選手から、マインド等についてインタビューを行う機会を確保する。

(F) サッカー海外動向の有識者から、世界からの視点での技術力・チーム力強化についてインタビューを行う機会を確保する。

(G) ドイツの歴史や文化について研修を行う機会を確保する。

① 航空会社はLCCを除き、渡航の座席については参加者全員エコノミークラスとすること。

② 空港便の手配に際しては、フライト時間や空港へのアクセス時間を極力迎える便を手配すること。なお、乗り継ぎ便利用の場合は往路復路とも乗り継ぎは1回までとする。

③ 日本国内での本校から空港までの移動については列車もしくは専用車での移動とすること。

④ 日本国内移動経費の積算にあたっては、国内発着空港を成田空港もしくは羽田空港と想定し積算すること。

⑤ ドイツ国内の移動手段については、別紙研修行程の通り手配すること。なお、公共交通機関を利用する移動については各自支払うこととしているので、積算に含めないこと。なお契約後の実際の現地手配について、移動手段に変更を要する場合は、高校と協議すること。

(7) ドイツの宿泊先については、以下の点に留意し手配すること。

① 生徒の宿泊先

- ・ 2月16日から2月23日までの間は、ベルリン市内において研修先へのアクセスに差し支えの無い立地の宿泊施設（トリプルルーム可）を確保すること。
- ・ 宿泊部屋については、入り口及び窓等に施錠できること。また、温水がでるシャワールームを確保すること。

② 引率教員の宿泊先

- ・ 生徒の宿泊先と同じ宿泊施設（シングルルーム）を確保すること。
- ・ 宿泊部屋については、入り口及び窓等に施錠できること。また、温水がでるシャワールームを確保すること。
- ・ 部屋又は宿泊施設内にWifi利用環境があること。

(8) 食事は各自で探ることとする。

(9) 添乗員は同行しないこととするが、現地での研修と生活をサポートするため、学校が指名する現地サポーターを手配すること。なお、同行が必要な場合は別紙研修行程の通りであるが、主に以下の場合を想定しておく。

① ドイツ空港への送迎

② 市内生活環境確認（宿泊先～クラブチームの公共交通機関の利用方法等）

③ 下記研修の指定する期間

(A) クラブチームへの初回の案内・取次ぎ、初回練習時

(B) フィジカルトレーニングの初回実施時の案内・取次ぎ

(C) トップレベルチーム訪問・ゲーム観戦・ヒアリング（ブンデスリーガ）

(D) 生涯スポーツ施設やスポーツビジネス展開の核となる施設の視察・ヒアリング

(E) 日本人選手インタビュー

(F) サッカー海外動向有識者インタビュー

④ その他研修の実施のためにサポートを必要とする場合

- (10) 引率教員が、メール等で日本と連絡を取ることができるように Wifi ルーターを 1 台準備すること。
- (11) 引率教員が、日本や現地関係機関と連絡を取ることができるように、現地で利用可能な携帯電話を 1 台準備すること。
- (12) 参加生徒及びその保護者、引率教員に対し、事前に「旅行のしおり」を配付すること。

#### 4 研修に係る経費

- (1) 全行程の経費のうち、参加生徒の自己負担 240,000 円 (80,000×3 人、消費税及び地方消費税相当額分を含む。) を除いた額を委託料と定める。全行程とは、2 月 16 日に参加者が学校に参集してから 2 月 25 日に学校で解散するまでとする。
- (2) 生徒の自己負担金分は受託者において受理すること。

#### 5 成果品

- (1) 平成 30 年度双葉地区教育構想国際人育成プラン「スポーツ交流事業」業務完了報告書（別紙様式）
- (2) 旅行等手配の内訳書（行程表、宿泊先手配、交通手段の手配、研修先の手配、宿泊者数、キャンセル料金等の根拠が分かる資料）（様式任意）
- (3) 配付済の「旅行のしおり」

#### 6 契約内容の変更等

- (1) 参加者数等の変更等により、契約金額に変更が生じた場合は、変更契約を締結するものとする。
- (2) 本仕様書に定められた業務内容の実施に当たっては、追加の費用負担が生じた場合においても、それが仕様を満たすために当然必要と認められるものについては、原則として受託者の負担とする。

#### 7 その他

- (1) 受託者はここに記載されていない事項についても現場の状況に応じ、誠意を持って対応しなければならない。
- (2) 受託者は、平成 31 年 1~2 月中に参加予定者とその保護者に対して、研修行程、安全対策、保険等に関する説明をすること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、委託者と受託者が協議して定めるものとする。